

令和 8 年度

うるま市地域ふれあい支援業務委託契約書（案）



うるま市地域ふれあい支援業務委託契約書

うるま市長 中村正人（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、うるま市地域ふれあい支援業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、うるま市地域ふれあい支援業務（以下「業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、甲の定める別紙2「うるま市地域ふれあい支援業務委託仕様書」（以下「仕様書等」という。）により業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の限度額）

第4条 甲は、業務に係る委託料として、_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を限度額として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、うるま市契約規則第6条第2項第9号の規定により免除する。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（実施計画書）

第7条 乙は、契約締結後速やかに実施計画書を甲に提出するものとする。

（計画変更の承認）

第8条 乙は、業務を効果的に実施するため、業務の内容又は経費の内訳を年度の途中で変更する必要があるときは、甲の承認を受けなければならない。

（帳簿等の保存）

第9条 乙は、業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした専用の帳簿を備え、関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及び関係書類を業務完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(状況報告及び調査等)

第10条 乙は、仕様書等に定める所により、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の遂行状況を調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11条 乙は、令和9年3月31日までに実績報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、委託料の限度額9割を限度として、年3回の概算払い及び業務終了後に、概算払額を差し引いた金額の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

3 概算払いの時期は、6月、9月、12月とする。各時期の概算払の限度額は、円とし、残額は、業務の年度終了後に委託料を確定する。

4 委託料の確定は、実績報告の提出を受け、その報告に係る業務の成果が本契約の内容に適合するものであると認められた後、業務の実施に要した経費の実支出額を精査した額と契約書記載の委託料の限度額のいずれか低い額とする。その際、甲は支払いすべき委託料の額を乙に通知するものとする。

5 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(契約の変更)

第13条 甲は、必要があるときは乙と協議の上、本契約を変更することができる。

(契約の解約・解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に違反し、契約の目的を履行することができないと認めたとき。

(2) 乙が、正当な理由によって本契約の解約又は解除を申し出たとき。

(3) 甲の都合により、本契約の解約又は解除を必要とするとき。

(損害賠償)

第15条 乙は、前条第1項第1号又は第2号に該当する理由により、本契約を解約又は解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条第1項第3号に該当する理由により、本契約を解約又は解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 乙は、業務の履行にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(物品の管理)

第17条 乙は、業務の円滑な遂行にあたり必要な物品を購入する場合、甲へ確認した後、購入するものとし、物品等を購入した場合は、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項により購入した物品等について、事業完了後の所有は原則として甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。委託期間満了後及びこの契約の解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(疑義等の処理)

第20条 本契約に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市長 中村 正人

(乙)

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報保護委員会が示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の指針、甲の定めるうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本委託業務」という。）の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施にあたって、個人情報の取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、その体制を維持しなければならない。

2 乙は前項の管理体制を整備するため、個人情報の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）を定めるものとする。

3 業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第5条 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る業務責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 乙は、業務責任者等を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(教育及び研修の実施)

第6条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項についての教育及び研修を、業務責任者等に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本委託業務の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 乙は、本委託業務に係る業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本委託業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第8条 乙は、本委託業務のために個人情報を収集するときは、本委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は無断で第三者に提供してはならない。

(個人情報の受渡し)

第10条 乙は、甲と乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、本委託業務を履行するために甲から提供を受けた資料であって、個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（本委託業務を履行する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは破棄)

第12条 乙は、本委託業務を完了したときは、本委託業務の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、乙が使用した機器内に存する個人情報その他の甲に関する情報（以下「乙の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他乙の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする乙の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。

4 乙は、情報消去等の際し、甲から立ち合いを求められたときは、これに応じなければならない。

5 乙は、情報消去等を行ったときは、遅延なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した乙の機器内の個人情報等の内容を書面により、甲に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、個人情報の取扱い状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれがある事案が発覚した場合（以下「事故等」という。）は、その事故等の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公開することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合又は履行されない恐れがあると認めた場合は、特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を発生させた場合は、その損害を賠償しなければならない。